

勧告等措置区分（津波対策）（令和4年4月現在）

甲浦港、室戸岬港、室津港、奈半利港、宇佐港、久礼港、上ノ加江港、

佐賀港、上川口港、下田港、清水港、宿毛湾港

区分：「津波第二体制」

「大津波警報・津波警報」発表時発令、措置内容

「津波来襲までの時間的余裕 無し」

- 1 港内着岸船
陸上避難
- 2 港内航行船
着岸の後、陸上避難

「津波来襲までの時間的余裕 有り」

- 1 港内着岸船
港外退避 又は、係留強化の後、陸上避難
- 2 港内航行船
港外退避 又は、着岸して係留強化の後、陸上避難（場合によっては、着岸の後、陸上避難）

区分：「津波第一体制」

「津波注意報」発表時発令、措置内容

- 1 港内着岸船
陸上避難 又は、係留強化の後、陸上避難（場合によっては、港外退避）
- 2 港内航行船
港外退避 又は、着岸して係留強化の後、陸上避難（場合によっては、着岸の後、陸上避難）